

(設置)

第1条 まち・ひと・しごと創生法(平成26年法律第136号)第10条第1項に規定する市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略(以下「総合戦略」という。)の策定及び推進にあたり、専門的見地から意見を聴取するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、嘉麻市まち・ひと・しごと創生推進会議(以下「推進会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、市長の諮問等に応じ、次に掲げる事項について調査し、及び審議する。

- (1) 総合戦略の策定及び見直しに関する事項
 - (2) 総合戦略の効果検証に関する事項
 - (3) 総合戦略の推進に関する事項
- (一部改正〔平成30年条例30号〕)

(組織)

第3条 推進会議は、委員12人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者 5人以内
 - (2) 公共的団体等が推薦する者 5人以内
 - (3) 市民からの公募による者 2人以内
- (一部改正〔平成30年条例30号〕)

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、[第2条](#)に規定する所掌事務が終了するまでの間とし、再任を妨げない。

2 委員が、委嘱されたときの当該身分を失った場合は、委員を辞したものとみなす。

(一部改正〔平成30年条例30号〕)

(会長及び副会長)

第5条 推進会議に、会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、推進会議を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(一部改正〔平成30年条例30号〕)

(庶務)

第6条 推進会議の庶務は、主管課において処理する。

(一部改正〔平成30年条例30号〕)

(委任)

第7条 [この条例](#)の施行に関し、推進会議の運営に必要な事項は、規則で定める。

(一部改正〔平成30年条例30号〕)

附 則

[この条例](#)は、公布の日から施行する。

附 則(平成30年6月26日条例第30号)抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(趣旨)

第1条 この規則は、[嘉麻市まち・ひと・しごと創生推進会議設置条例\(平成27年嘉麻市条例第25号\)第7条](#)の規定に基づき、[嘉麻市審議会等の会議及び会議録の公開に関する規程\(平成22年嘉麻市告示第131号\)](#)に定めるもののほか、嘉麻市まち・ひと・しごと創生推進会議(以下「推進会議」という。)の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会議)

第2条 会議は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 [前項](#)の場合において、議長は、委員として議決に加わることができない。

5 会長及び副会長とともに事故があるとき又はともに欠けたときは、市長が会議を招集する。

(招集通知)

第3条 会長は、会議を招集しようとするときは、あらかじめ会議開催の日時、場所及び付議事件を委員に通知しなければならない。

(関係者の出席等)

第4条 推進会議は、必要に応じ関係者及び専門的知識を有する者等に会議への出席及び資料提出等の協力を依頼することができる。

(委任)

第5条 [この規則](#)に定めるもののほか、推進会議の運営に関し、必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 [この規則](#)は、公布の日から施行する。

(嘉麻市まち・ひと・しごと創生推進会議設置条例施行規則の廃止)

2 嘉麻市まち・ひと・しごと創生推進会議設置条例施行規則(平成27年嘉麻市規則第31号。以下「旧規則」という。)は、廃止する。

(経過措置)

3 [この規則](#)の施行前旧規則によってした行為は、[この規則](#)によるものとみなす。

(設置)

第1条 行政施策の総合的な計画を策定するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、嘉麻市総合計画策定審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問等に応じ、[前条](#)に規定する計画の策定に関し、必要な事項について調査し、及び審議する。
(一部改正〔平成30年条例30号〕)

(組織)

第3条 審議会は、委員12人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者 5人以内
 - (2) 公共的団体等が推薦する者 5人以内
 - (3) 市民からの公募による者 2人以内
- (一部改正〔平成30年条例30号〕)

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、[第2条](#)に定める諮問等に係る事務が終了するまでの間とし、再任を妨げない。

2 委員が、委嘱されたときの当該身分を失った場合は、委員を辞したものとみなす。

(一部改正〔平成30年条例30号〕)

(会長及び副会長)

第5条 審議会に、会長及び副会長1人を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 副会長は、委員のうちから会長が任命する。

4 会長は会務を総理し、審議会を代表する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(一部改正〔平成30年条例30号〕)

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、主管課において処理する。

(一部改正〔平成30年条例30号〕)

(委任)

第7条 [この条例](#)の施行に関し、審議会の運営に必要な事項は、規則で定める。

(一部改正〔平成30年条例30号〕)

附 則

[この条例](#)は、公布の日から施行する。

附 則(平成30年6月26日条例第30号)抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(趣旨)

第1条 この規則は、[嘉麻市総合計画策定審議会条例\(平成18年嘉麻市条例第194号\)第7条](#)の規定に基づき、[嘉麻市審議会等の会議及び会議録の公開に関する規程\(平成22年嘉麻市告示第131号\)](#)に定めるもののほか、嘉麻市総合計画策定審議会(以下「審議会」という。)の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会議)

第2条 会議は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 [前項](#)の場合において、議長は、委員として議決に加わることができない。

5 会長及び副会長にともに事故があるとき又はともに欠けたときは、市長が会議を招集する。

(招集通知)

第3条 会長は、会議を招集しようとするときは、あらかじめ会議開催の日時、場所及び付議事件を委員に通知しなければならない。

(関係者の出席等)

第4条 審議会は、必要に応じ関係者及び専門的知識を有する者等に会議への出席及び資料提出等の協力を依頼することができる。

(委任)

第5条 [この規則](#)に定めるもののほか、審議会の運営に関し、必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 [この規則](#)は、公布の日から施行する。

(嘉麻市総合計画策定審議会条例施行規則の廃止)

2 嘉市総合計画策定審議会条例施行規則(平成18年嘉麻市規則第146号。以下「旧規則」という。)は、廃止する。

(経過措置)

3 [この規則](#)の施行前旧規則によってした行為は、[この規則](#)によるものとみなす。